

4熊情審第10004-14号
令和5年3月22日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会
会長 森口 佳樹

答申書

情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定により、熊取町長（以下「実施機関」という。）から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が、令和3年12月17日付3熊広第578号により行った、不存在決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例第5条第1項の規定により、令和3年12月6日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・熊取町の個人情報取扱事務において、熊取町と関係のない個人の病歴や障害又は虐待を受けた児童の個人情報を本人以外から収集した事実がある、その個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿と熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書

「熊取町に関係のない個人」とは以下の6点を全て満たし、かつその個人が熊取町から利益を享受しない又はその見込みがない個人と定義する。

- (1) 熊取町の区域内に住所を有しない、又はその見込みがない
- (2) 熊取町の区域内に住所を有する、又は有する見込みがある親族がいると判明していない。
- (3) 熊取町の区域内の事業所に勤務しない、又はその見込みがない
- (4) 熊取町の区域内の学校に在学しない、又はその見込みがない
- (5) 熊取町の区域内の保育所、幼稚園等を利用しない、又はその見込みがない
- (6) 熊取町の行政に利害関係がない、又はその見込みがない

※「見込みがない」とは、個人情報を本人以外から収集した時点でその見込みがなかったことを意味する。

2 本件処分

実施機関は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和3年12月17日付3熊広第578号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年1月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、以下の理由から、少なくとも保育課が所掌する個人情報取扱事務登録簿（個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」）（以下「当該登録簿」という）及び[REDACTED]が熊取町長に届け出た本人以外からの個人情報収集届出書（以下「届出書」という。）が情報公開請求の対象となる情報に該当すると考え、本件処分は不当であり、その取消し及び公開決定等を改めて求めるといふものである。

(1) 町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務（以下「選定事務」という。）において、実施機関は応募事業者から児童の病歴や障がいに関する個人情報や、虐待を受けた児童の個人情報を収集しているが、これらの個人情報は、個人情報保護条例第7条第4項に規定する個人情報であるため、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要不可欠と実施機関が認め収集していることになり、つまり、選定事務の目的の達成には、児童の病歴や障がいに関する個人情報や、虐待を受けた児童の個人情報が必要かつ不可欠であると実施機関は認めていることになる。なお、これらの個人情報を実施機関が収集したとの趣旨を担当課長が発言しており、この発言内容について、審査請求人と実施機関の双方の合意のもと双方で録音している。

(2) 町立西保育所民営化移管先事業者募集要項において応募資格がある法人は泉州地域において保育所等を現に運営しており、かつ通算3年以上の運営経験がある法人との内容が記載されているため、熊取町で保育所等を現に運営している法人にのみ応募資格があるわけではない。

(3) 選定事務において4法人からの応募があったが、熊取町で保育所等を現に運営している法人は4法人であり、その4法人全てが応募し、熊取町以外の泉州地域において保育所等を運営している法人の応募がなかったとは考えにくい。

(4) 熊取町以外の泉州地域において保育所等を運営している法人から応募があった場合、実施機関がその法人から収集した児童の病歴や障がいに関する個人情報や、虐待を受けた児童の個人情報は、本件公開請求で求めた情報に該当する。

3 実施機関の弁明に対する反論

意見書なし

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、情報不存決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

以下のとおり、妥当であるとの裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

(1) 当該登録簿のうち、平成30年4月1日登録の登録簿において、事務として登録簿の各項目の内容を包含し網羅していると捉え、包括的に登録していると考えているため、作成当初から適正なものである。

(2) 本件公開請求では、「熊取町に関係のない個人」の要件として6点を挙げ、その全てを満たしていること、さらに、個人が熊取町から利益を享受しない、その見込みがない個人と定義しているが、どの個人においても、熊取町の行政に利害関係がない、又はその見込みがない、とは断言できず、また、どの個人においても、熊取町から利益を享受しない、又はその見込みがないとも断言できないことから、請求人のいう全ての要件を満たす個人は該当しないため、情報を不存在としたものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

2 争点について

審査請求人は、熊取町と関係のない個人の病歴や障がい又は虐待を受けた児童の個人情報本人以外から収集した事実がある、その個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿と熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書があると主張している。

実施機関は、審査請求人の請求する全ての要件を満たす個人は該当しないため、情報を不存在としたものと主張している。

したがって、審査請求人が主張する全ての要件を満たす個人が存在しうるか否かが争点である。

3 本件処分の妥当性について

本件処分の審査にあたり、審査請求人が請求内容で記載した6点の要件を全て満たす個人について、全庁に対し、情報不存在の確認調査を行った。調査は、どのような確認（調査）を行

った結果、情報不存在という結論に至ったのか、確認（調査）方法と結果を記入するものであり、文書、電磁的記録すべて調査している。

本件対象文書に関して、実施機関の回答は、「不存在」という内容であり、総務課において再調査したところ、本件公開請求のような事実はないとの結果であったため、不存在決定は、妥当である。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申にいたる経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年1月28日 諮問書の受理
- ② 令和4年2月15日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和4年3月10日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和4年3月30日 審議（審査請求人、実施機関の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和4年5月12日 情報不存在決定再調査
- ⑥ 令和4年6月10日 審議
- ⑦ 令和4年8月25日 審議
- ⑧ 令和5年3月22日 実施機関へ答申

第7 審査会委員

実施機関の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏名	役職名	備考
森口 佳樹	大学教授	会長
西野 弘一	弁護士	副会長
清弘 正子	大学准教授	
栗飯原 和宣	人権協会会長	
橋本 匡弘	弁護士	